

令和5年度 北秋田市住宅リフォーム支援事業

住まいる 北秋田市 応援事業

北秋田市では、市内経済の活性化や市民の居住環境の質の向上を図るため、令和5年度も住宅リフォーム支援事業を実施します。事業の補助メニュー及び補助対象工事については次のとおりとなりますので、住宅リフォームを検討されている方は、ぜひご活用ください。

【補助メニュー】

一般型 工事費の10%補助 限度額 10万円
北秋田市内に持ち家住宅がある世帯。

子育て応援型 工事費の15%補助 限度額 30万円
18歳以下の子(平成17年4月2日以降に生まれた子をいいます)が同居している世帯

中古住宅購入型 工事費の20%補助 限度額 40万円
築10年以上の中古住宅を購入して行う工事(令和4年4月1日以降取得した住宅に限る)

【加算メニュー】

移住者応援 工事費の15%補助 限度額 30万円
5年以上市外で生活した後、再び北秋田市へ住民登録した方、又は新たに北秋田市に住民登録した方

下水道接続工事加算 定額 5万円
排水設備工事(下水道接続工事・浄化槽設置工事)を行う方

重要

1. 令和4年度に北秋田市住宅リフォーム支援事業を利用した方は、交付を受けた補助金額が限度額に達していない場合、再度申請することができます。
2. 本制度の適用を受けられるのは、年度につき一回限りです。

対象となる主な条件

- ・市内の住宅(別荘は除く)であり、併用住宅の場合は住宅部が建物全体の延べ面積の1/2以上であること
- ・賃貸している住宅及び賃貸する予定の住宅ではないこと
- ・申請者、所有者及び対象住宅に住む世帯員が、市税を滞納していないこと
- ・補助対象工事費用が30万円以上であること
- ・市内に本店のある業者又は市に住民登録された個人の施工であること

※本事業は、令和4年度から3年の事業を予定しておりますが、事業継続を保証するものではありません。

※その他、不明な点がある場合は都市計画住宅係までお問い合わせください。

◎添付書類一覧(各様式は市窓口に備え付けているほか、市 HP からダウンロードできます)

申請区分	交 付 申 請 (第8条関係)	実 績 報 告 (第11条関係)
一 般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負契約書又は請書の写し ・ 工事内訳明細書又は見積書の写し ・ 補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の施工前の写真 ・ 申請者と住宅の居住者が異なる場合は、居住者の住民票及び申請者と居住者の親子関係が確認できる戸籍謄本で申請日前3ヶ月以内に発行されたもの ・ 併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が1/2以上であることがわかる図面 ・ 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し及び図面 ・ その他市長が必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中及び施工後の写真 ・ 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合は、同建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し ・ 工事に要した費用に係る領収書の写し ・ 補助金交付請求書(様式第8号) ・ その他市長が必要と認める書類
子育て世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負契約書又は請書の写し ・ 工事内訳明細書又は見積書の写し ・ 補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の施工前の写真 ・ 併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が1/2以上であることがわかる図面 ・ 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し及び図面 ・ その他市長が必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中及び施工後の写真 ・ 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合は、同建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し ・ 工事に要した費用に係る領収書の写し ・ 補助金交付請求書(様式第8号) ・ その他市長が必要と認める書類
中古住宅 購入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の不動産登記簿謄本(登記事項証明書) ・ 購入した住宅の売買契約書の写し ・ 工事請負契約書又は請書の写し ・ 工事内訳明細書又は見積書の写し ・ 補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の施工前の写真 ・ 併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が1/2以上であることがわかる図面 ・ 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し及び図面 ・ 誓約書(※リフォーム後に転居する場合) ・ その他市長が必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中及び施工後の写真 ・ 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合は、同建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し ・ 工事に要した費用に係る領収書の写し ・ 補助金交付請求書(様式第8号) ・ 転居後の住民票謄本 ・ その他市長が必要と認める書類
移住者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍の附票(申請日前3ヶ月以内に発行されたもの) ・ 納税証明書(前住所地の市区町村発行) ・ 誓約書(※リフォーム後に転居する場合) ・ その他市長が必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中及び施工後の写真) ・ 転居後の住民票謄本 ・ その他市長が必要と認める書類
下水道 接続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水設備新設等確認通知書の写し <p>※下水道係から発出されます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽設置届出受理書の写し <p>※秋田県(保健所)から発出されます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北秋田市検査済証公共下水道(農業集落排水)の写真 <p>※下水道 No.(集排 No.)が確認できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事施工中、工事施工後の写真及び保証登録証の写し

実績報告書の提出期限：令和6年3月8日(厳守)

問い合わせ先
建設部都市計画課都市計画住宅係
TEL 72-5246